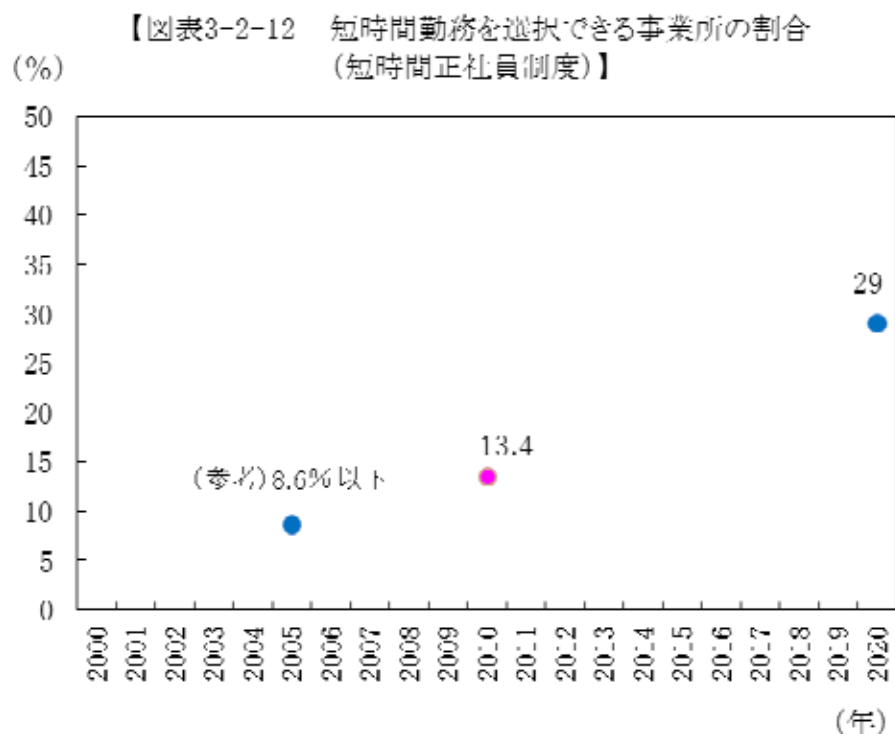


(9) 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

短時間勤務を選択できる事業所の割合（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く）は2010年度で13.4%となっている。

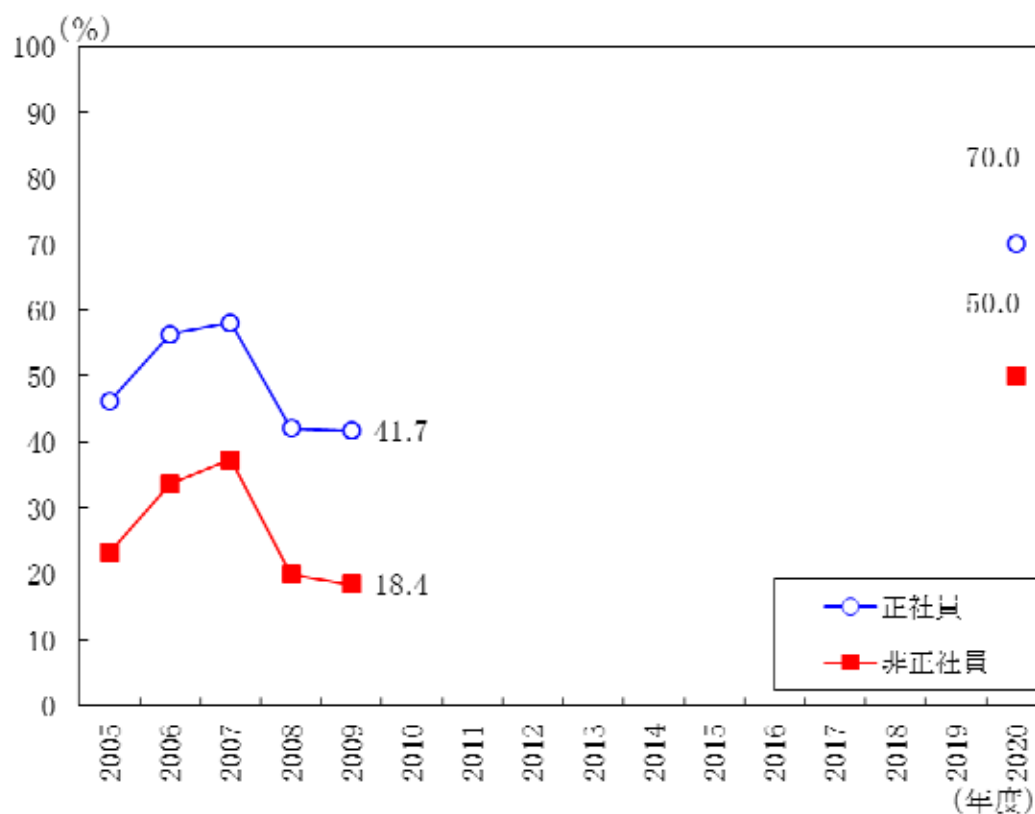


- (備考) 1. 2010年度の値は「平成22年度雇用均等基本調査」より。  
2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成。短時間勤務制の事由（複数回答）のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
2. 2010年のみ年度。

(10) 自己啓発を行っている労働者の割合

自己啓発を行っている労働者の割合をみると、2007年度までは正社員、非正社員ともに増加傾向にありましたが、経済状況の悪化等の影響により、正社員については41.7%、非正社員については18.4%となっています。

【図表3-2-13 自己啓発を行っている労働者の割合】

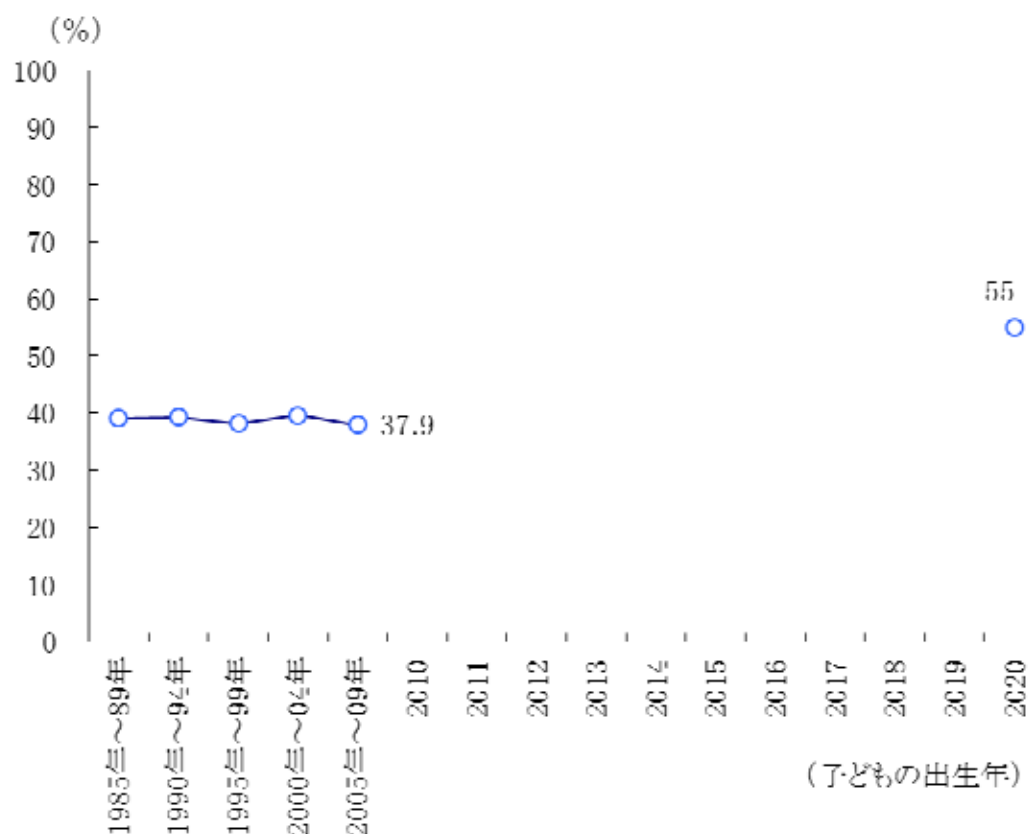


- (備考) 1. 厚生労働省「能力開発基本調査」により作成。  
2. 自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味、娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含まない）。  
3. 年度は調査対象年度。

(11) 第1子出産前後の女性の継続就業率

第1子出産前後の女性の継続就業率をみると、子供の出生年が2005～2009年である女性の就業継続率は37.9%となり、2000～2004年である女性に比べ減少したものの、ほぼ横ばいで推移しています。

【図表3-2-14 第1子出産前後の女性の継続就業率】



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。  
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。